

亀城公園にぎわいBOX 設置・企画運營業務委託 基本仕様書

1 背景・目的

亀城公園は、魅力あふれる公園づくり構想（令和5年3月策定）において、『公園の将来像』を、『刈谷の歴史を次世代に語りつなぐ』シンボル公園』とし、歴史体感エリアと刈谷城址エリアでは、利活用のイメージとして飲食・物販施設を記載している。また、亀城公園の喫緊の課題として、桜まつり等のイベント以外に来園者が少ないことが挙げられる。さらに、過年度実施した公園利用者アンケート調査においては、「施設が充実している」「魅力的な施設がある」「長い時間、滞在することができる」の項目において、満足度が低くなっている。

そこで、本業務として、公園の来園者を増やすこと、公園利用者の満足度を向上させること、さらには、市民や事業者等のニーズの把握、地域・民間・行政が連携して、公園づくりに取り組んでいくプレイヤー探しを目的に、亀城公園芝生広場の周辺ににぎわいBOXを設置し、様々なイベント等の企画運営を行う。

2 業務名

亀城公園にぎわいBOX 設置・企画運營業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）までとする。

4 業務内容

- (1) 計画準備
- (2) 施設設置及び管理運営
- (3) 広報宣伝
- (4) アンケートの収集・集計・分析
- (5) その他、上記（1）～（4）に付随する業務

5 仕様等

各業務については、以下に掲げる内容に留意し、発注者と協議の上で実施すること。

(1) 計画準備

本業務の目的を明確化し、業務工程の検討や必要資料の整理、法制度等の整理・検証、先行事例の調査等、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行うこと。

(2) 施設設置及び管理運営

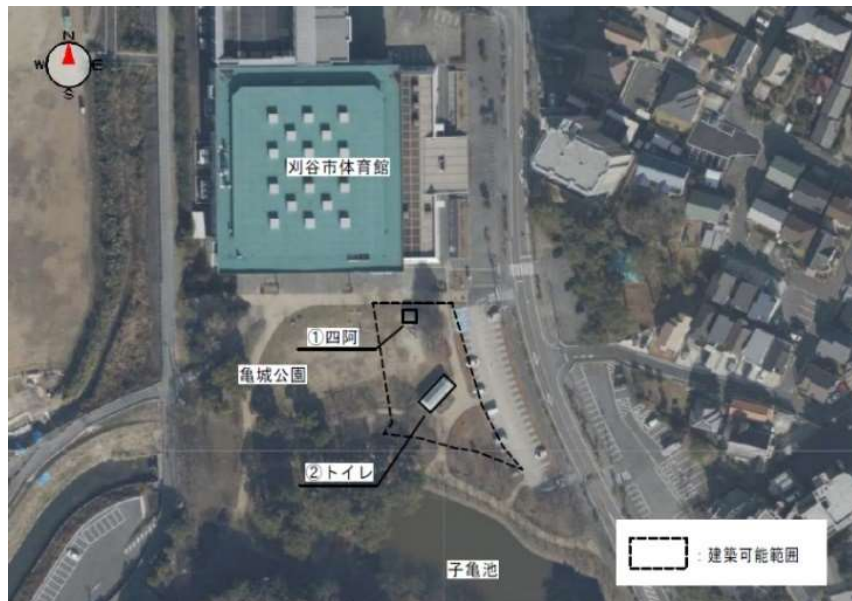
ア にぎわいBOXの建築条件等

(ア) 地域の人々をはじめ、市民や出店者などが活用・交流することができるスペースとして、飲食の提供や雑貨販売、休憩施設としてなど様々な利用をすることができる施設（延床面積30㎡程度）を設置すること。テラス等の設置も可能とする。

(イ) 設計は1級建築士又は2級建築士が行うこと。なお、提案に沿った内容とし、設計された建築物は市と協議のうえ決定すること。

- (ウ) 都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される施設であることから、他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設にしないこと。
- (エ) 現在の景観の美しさ、たたずまいを侵さないように、公園や周辺の景観を阻害するものの設置は控えること。また、室外機や設備機器など屋外に設置する場合には、安全性に十分配慮すること。
- (オ) 公園への設置にふさわしいもの、周辺の街区と調和したものとする。
- (カ) にぎわい BOX 設置位置は下記イの範囲とし、広場と一体的な活用に配慮し、既存樹木の生育を妨げない位置に設置すること。
- (キ) 公園機能に影響のない範囲で、公園施設を移設若しくは撤去したい場合は、市と協議のうえ決定することとする。なお、移設等にかかる費用は原則受注者の負担とする。
- (ク) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合した建築物にすることとし、受注者が、建築主事へ同法第6条の規定に基づく確認及び検査を受けること。（同法85条における仮設建築物の許可は不可）。なお、手続きにかかる費用は受注者の負担とする。
- (ケ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、衣浦東部保健所が定める臨時営業の施設基準を満たす設備等を設置すること。ただし、水道・電気・下水は接続すること。
- (コ) 施設にインフラ（水道、下水、ガス、電気等）を整備する際は、受注者においてインフラ管理者と協議を行うこと。なお、接続に係る費用は受注者の負担とする。
- (サ) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防設備の設置及び届出等を行うこと。
- (シ) 地質調査が必要となる場合には、受注者の負担において実施すること。
- (ス) 本公園は第3種風致地区内であることから、刈谷市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年12月24日条例第35条）を遵守した上で建築計画を行うこと。また、着手前までに行為許可を受けること。
- (セ) 老若男女問わず誰もが使いやすいものを設置すること。
- (ソ) 委託期間内に原状復旧までおこなうこと。なお、建物の撤去や原状復旧に係る費用は受注者の負担とする。ただし、協議のうえ、建物を市へ譲渡する場合などはこの限りではない。
- (タ) 亀城公園の魅力あふれる公園づくり構想をPRすること。また、その手法について提案すること。
- (チ) その他、本事業に必要な手続きを遺漏なく実施すること。

イ 建築可能範囲



ウ 土地情報

地名地番	刈谷市逢妻町 6 丁目 49 番地 1 の一部
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	指定なし (22 条区域)
その他区域	都市公園区域、第 3 種風致地区
敷地面積	2,120.81 m ²
延床面積	40.80 m ²
建築面積	38.76 m ²
	533.00 m ² (2%施設)
建ぺい率	1.82% < 40.00%
	0.31% < 2.00% (2%施設)
容積率	1.92% < 150.00%
園内インフラ	電気、水道、下水

エ 既存建築物

① 四阿

延床面積	12.96 m ²
建築面積	5.76 m ²

② トイレ

延床面積	27.84 m ²
建築面積	33.00 m ²

オ にぎわい BOX の運営期間

令和6年8月中旬～令和7年3月下旬（予定）

※原則、運営時間は、午前9時から午後9時までとし、音響機器の使用は午後5時までとする。

カ 管理運営

- (ア) にぎわい BOX の設置にかかる占用料は免除とする。
- (イ) にぎわい BOX について、適切に管理運営がなされる場合は、常駐管理は求めない。
- (ウ) 実施期間中の開催時間に応じた施解錠は受注者が行うこと。
- (エ) 実施期間中の問い合わせについて対応すること。
- (オ) 実施期間中の施設の破損等については、受注者の負担で補修・交換等を行うこと。
- (カ) オープニングイベントを実施すること。
- (キ) イベント等を実施する際は、広場の利用は可能なので、積極的に活用すること。
月に1回程度は、広場まで活用したイベントを実施すること。ただし、広場まで活用した営利目的のイベント開催の場合は、広場の占用料を徴収する。
- (ク) 各種団体や学校、地区と積極的に連携し、地域の活性化に資するイベント等を行うよう努めること。また、亀城公園らしい活用を提案すること。
- (ケ) 「イベント等利用における手引き」（公園緑地課）に基づき亀城公園の利用許可を受けた出店者とは、適宜協力して、公園の活性化に努めること。
- (コ) 亀城公園の利用許可を受けた出店者との調整をしたうえで、次月のスケジュールを当月1日に市に提出し、審査を受けること。
- (サ) にぎわい BOX がオープンしてから、1ヶ月程度は極力利用されない日がないよう積極的に活用されるよう調整を図ること。
- (シ) 出店者については、受注者が広く募集を行うこと。また、募集要項については、市と協議した上で作成し公表すること。
- (ス) 実施期間中は、最低でも毎週末は施設が利用されるよう出店者募集に努めること。
- (セ) 連続して出店できる期間については、多くの出店者が出店できるよう配慮すること。
- (ソ) にぎわい BOX を営利目的として利用する場合には、出店者より刈谷市都市公園条例（昭和37年4月1日条例第5号）の規定により公園使用料（1,010円/日）を徴収すること。徴収後、刈谷市へ納入すること。
- (タ) にぎわい BOX 内で複数店舗の出店も可能である。
- (チ) にぎわい BOX に出店できる業態に特に定めはないが、公序良俗に反するものは出店することができない。
- (ツ) 出店者が施設を使用する際のマニュアルを作成すること。

キ 出店者の条件

想定している出店者の条件は下記のとおりである。ただし、本業務の受注後、受注者と協議の上、変更する場合がある。

- (ア) 食品営業許可証など関係法令上必要となる許可、資格等を有していること。
- (イ) 飲食物販売の場合、必要な保健所の許可を有していること。
- (ウ) 消防の届出が必要な場合には必要な手続きを行うこと。
- (エ) 販売行為等に起因して生じる事故や損害、苦情について、当事者の責任となることを了承していること。
- (オ) 責任賠償保険に加入していること。
- (カ) 出店場所を汚損した場合には、すみやかに当事者にて清掃等原状回復すること。
- (キ) 刈谷市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第8号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。
- (ク) 国税や地方税を滞納していないこと。
- (ケ) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者ではないこと。
- (コ) 社会実験での開催のため、出店後に売上・客数等のアンケートの提出に協力すること。

(3) 広報宣伝

ポスターやチラシ等の印刷物及び各種メディアやSNSを活用し、市内外を問わず幅広く本業務の周知を行うこと。また、集客に効果的な手法を積極的に行うこと。なお、当該手法に係る費用の負担や手続き、協力依頼等については、受注者が行うこと。

(4) アンケートの収集・集計・分析・検証

来訪者及び出店者にアンケートを実施し、傾向や満足度の把握・分析を行い、業務目的に対する効果検証を行うこと。また、紙媒体だけではなくWEBアンケート等を使用して、回答率が高くなるように工夫すること。

6 留意事項

- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- (3) 各業務を履行するにあたり、受注者は、常に発注者と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえ作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに、業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。
- (5) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (7) 受注者の負担する費用は、全て当該委託料に含むこと。
- (8) 契約の履行又は不履行により、市又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者がその損害を賠償すること。

- (9) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は本市に帰属すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議した上で、決定するものとする。

7 成果品の提出

提出する成果物及び提出部数は以下の通りとする。

- (1) 業務成果報告書 2部
- (2) アンケート調査及び効果検証結果 2部
- (3) 電子媒体 1部

以上